



北海道情報大学における 研究活動上の不正行為に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道情報大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動に従事する者をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、本学研究者が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合は、この限りでない。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正なものでないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の者のアイデア、分析方法、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 前3号の証拠を隠滅し、又は立証を妨げるもの

(研究者の責務)

第3条 研究者は、倫理観の涵養及び保持に努めるとともに、不正行為をしてはならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における不正行為の防止等に関する総括を行うものとする。

(副学長の責務)

第5条 本学における不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置に関しては、副学長が担当するものとする。

- 2 副学長は、研究者が不正行為をした場合には、関係教員及び職員と連携して調査を実施するなど厳正に対処するものとする。
- 3 副学長は、本学における不正行為を防止するための適切な措置を講じるとともに、本学における不正行為の防止に関する事項を担当するものとする。

(申立て及び情報の提供)

第6条 何人も、本学において不正行為があることを疑うに足る事由を知ったときは、当該不正行為の事実を調査させるため、学長に対し、当該不正行為に関する申立てをし、又は情報の提供を行うことができる。

(申立ての方法)

第7条 前条の申立ては、原則として次に掲げる事項を明らかにした書面を次条第1項の窓口を経由して提出することにより行うものとする。

- (1) 申立てをする者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 不正行為をした疑いがある研究者（以下「被申立者」という。）の氏名
 - (3) 不正行為の態様及び内容
 - (4) 不正行為とする科学的かつ合理的な理由
 - (5) 第9条の規定により氏名、住所その他の申立てをした者を識別することができる事項を明らかにしないことについての希望の有無
- 2 前項の書面の提出は、郵便を利用する方法、ファクシミリを利用してする送信の方法又は電子メールの送信の方法により行うことができるものとする。



(不正行為申立窓口)

第8条 本学に、申立てを受け付けるため、総務課に不正行為申立窓口（以下「窓口」という。）を置く。

2 窓口は、前条第1項の規定による申立てを受けたときは、同項の書面を副学長に送付するものとする。

(氏名等の秘匿を希望した申立者)

第9条 第7条第1項に規定する申立てをした者は、その希望により、窓口の担当者以外の者に氏名、住所その他の当該申立てをした者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

2 次条第1項に規定する情報の提供を行った者は、氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしている場合には、その希望により、当該情報の提供を受けた者、副学長及び窓口の担当者以外の者に氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

(情報の提供)

第10条 第7条第1項に規定する書面によらないで、又は同項に規定する窓口を経由しないで、本学に対し不正行為に関する情報の提供があった場合には、当該情報の提供を受けた者は、速やかに当該情報の提供を受けた旨を副学長に通知するものとする。

2 副学長は、前項の規定による通知を受けた場合で、同項に規定する情報の提供を行った者が氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしているときは、第7条第1項各号に掲げる事項を確認するものとする。

(予備調査委員会による調査)

第11条 副学長は、第8条第2項の規定による書面の送付を受けたとき、又は前条第1項の規定による通知を受けた場合において同項の情報の提供（以下単に「申立て」という。）が合理性を有する内容のものであると認めるときは、被申立者の所属する学部長（当該学部長が被申立者である場合にあっては、当該学部の教員のうちから副学長が指名する者とする。以下この条から第14条までにおいて同じ。）に通知し、調査を行わせるものとする。

2 学部長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該学部に不正行為予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）を設置し、同項の調査を行うものとする。

3 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 被申立者の所属する学部長
- (2) 被申立者の所属する学部長が指名した当該学部の教員 若干名
- (3) その他被申立者の所属する学部長が必要と認めた者

4 予備調査委員会の委員長は、被申立者の所属する学部長をもって充てる。

5 第1項の調査は、次に掲げる方法により、申立ての内容の合理性及び客観的な資料により検証することができるかどうかについて調査するものとする。

- (1) 申立者（第6条の規定により申立てをした者であって、氏名、住所その他の当該申立てをした者を識別することができる事項を明らかにしているものをいう。以下同じ。）、被申立者その他の関係者（以下「関係者」という。）からの証言の聴取
- (2) 申立てに係る不正行為を疎明するに足りる実験ノート、実験記録その他データ等の検証
- (3) 申立てに係る不正行為に関する研究報告の原稿、発表記録等の検証
- (4) 申立てに係る研究に関する資金の検証
- (5) その他予備調査委員会が必要と認めた方法

(予備調査結果報告書の作成等)

第12条 学部長は、前条第1項の規定による通知を受けた後概ね30日以内に同項の調査を終



了し、速やかに次に掲げる事項を記載した予備調査結果報告書を作成し、これに、申立てに係る不正行為に関する資料を添えて副学長に提出するものとする。

- (1) 予備調査委員会の委員の職名及び氏名
- (2) 不正行為に関する資金
- (3) 調査の概要
- (4) 関係者の証言内容の概要
- (5) 被申立者の弁明の内容

(調査委員会による調査)

第13条 副学長は、前条の予備調査結果報告書の提出を受けたときは、調査を行うかどうかを速やかに決定するものとする。

2 副学長は、前項の規定による調査を行うことを決定したときは、速やかに本学に不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、当該調査を行うものとする。

3 副学長は、第1項の規定による調査を行うことを決定したときは、その旨を、次に掲げる者に書面により通知するものとする。この場合において、副学長は、第9条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。

- (1) 申立者
- (2) 被申立者
- (3) 被申立者の所属する学部長
- (4) 被申立者に他の機関に所属している者が含まれる場合は当該機関の長（以下「被申立者の所属する機関の長」という。）
- (5) 申立てに係る研究が他の機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは当該資金配分を受けた機関（以下「資金配分機関」という。）の長

4 副学長は、第1項の規定による調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を申立者に通知するとともに、前条の規定により提出を受けた予備調査結果報告書及び申立てに係る研究に関する資料を保存し、申立者及び資金配分機関の求めに応じ開示するものとする。この場合において、副学長は、第9条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。

(調査委員会)

第14条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 被申立者の所属する学部長
- (3) 被申立者の所属する学部の教員 若干名
- (4) 被申立者の所属する学部以外の教員であって、申立てに係る研究に関連する研究に従事する者 若干名
- (5) 学外の有識者 若干名
- (6) その他副学長が必要と認めた者

2 前項第3号から第6号までの委員は、副学長が委嘱する。ただし、同項第3号及び第4号の委員の委嘱は、被申立者の所属する学部長の推薦に基づくものとする。

3 調査委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

第15条 第13条第1項の調査は、申立てに係る研究に関する論文、実験ノート、観察ノート、データその他の資料の検証及び関係者の証言の聴取により行うこととする。

2 調査委員会は、被申立者に対し、申立てに係る研究に関する実験等を行うことを要請することができる。この場合において、当該実験等を行うために必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 本学は、調査委員会が被申立者に対し、前項の実験等を行うことを要請した場合には、当該



実験等を行うために必要な経費、場所等を提供するものとする。

(調査委員会による認定)

第16条 調査委員会は、第13条第1項の調査の開始後概ね150日以内に、不正行為に該当するかどうかについての認定を行うものとする。

2 前項の認定に際しては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 不正行為の内容
- (2) 不正行為に関与した者及びその関与の度合い
- (3) 論文等の盗用があった場合には、盗用した論文等及びその著者等

(認定結果の報告)

第17条 副学長は、前条第1項の規定により調査委員会が認定を行ったときは、当該認定の結果を速やかに学長に報告するものとする。

(認定結果の通知)

第18条 学長は、前条の規定による報告を受けたときは、書面をもって、次の各号に掲げる者に対して認定の結果を通知するものとする。この場合において、学長は、第9条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。

- (1) 申立者
- (2) 被申立者（被申立者以外で不正行為に関与したものと認定された者を含む。以下同じ。）
- (3) 被申立者の所属する学部長
- (4) 被申立者の所属する機関の長
- (5) 資金配分機関の長

(調査を行う者から除外する者)

第19条 申立者又は被申立者と利害関係を有する者は、予備調査委員会及び調査委員会の委員となることができない。

(不服申立て)

第20条 第13条第1項の調査の結果、不正行為として認定された被申立者は、副学長に対し、第18条前段の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、当該認定についての不服申立てをすることができる。

(不服申立ての方法)

第21条 前条の不服申立ては、次に掲げる事項を明らかにした書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 不服申立てをする者の氏名又は名称及び住所
- (2) 認定の内容
- (3) 再調査を必要とする科学的かつ合理的な理由

2 前項の書面の提出は、郵便を利用する方法、ファクシミリを利用してする送信の方法又は電子メールの送信の方法により行うことができるものとする。

(不服申立ての通知)

第22条 副学長は、第20条の不服申立てを受けたときは、その旨を次に掲げる者に書面により通知するものとする。この場合において、副学長は、第9条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。

- (1) 申立者
- (2) 被申立者



- (3) 被申立者の所属する学部長
- (4) 被申立者の所属する機関の長
- (5) 資金配分機関の長

(認定についての再調査)

第23条 副学長は、第20条の不服申立てを受けたときは、当該不服申立てに係る認定についての再調査を、第13条第1項の調査を行った調査委員会に行わせるものとする。ただし、副学長が公平性を確保するため必要と認めるときは、調査委員会の委員のうち、第14条第1項第3号から第6号までの者の全部又は一部の者を変更することができるものとする。

2 調査委員会は、再調査を行うに当たっては、不服申立てをした者に対し、第13条第1項の調査の結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、不服申立てをした者が必要な協力を行わないときは、再調査を行わず、又は打ち切ることができる。

(再調査による確認又は認定)

第24条 調査委員会が再調査を開始した場合は、不服申立てを受けた日から概ね50日以内に再調査を終了するものとする。この場合において、調査委員会は、再調査の結果、最初の認定を正当と認めるときは、これを確認するものとし、不当と認めるときは、最初の認定を修正し、又はこれに代えて新たな認定を行うものとする。

(再調査による確認又は認定の結果の報告)

第25条 副学長は、前条の規定による確認又は認定の結果を速やかに学長に報告するものとする。

(再調査による確認又は認定の結果の通知)

第26条 学長は、前条の規定による報告を受けたときは、第22条各号に掲げる者に対して、確認又は認定の結果を書面により通知するものとする。この場合において、学長は、第9条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。

(申立者等の保護)

第27条 学長は、申立てをしたことを理由として、申立者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、被申立者が申立てをされたことを理由として、被申立者の研究活動が全面的に停止される等被申立者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、調査に対する協力その他の不正行為に関して正当な対応をしたことを理由として、当該対応をした者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

4 学長は、学長、副学長並びに予備調査委員会及び調査委員会の委員以外の者に、第9条の規定において氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望しなかった者を特定できないように配慮しなければならない。

(調査への協力)

第28条 関係者は、調査に対し誠実に協力しなければならない。

(秘密保持義務)

第29条 窓口の担当者、第10条第1項に規定する情報の提供を受けた者、予備調査委員会及び調査委員会の委員その他の者は、不正行為に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(公表)

第30条 学長は、不正行為があったものと認定した場合は、原則として、当該不正行為をした



研究者の氏名、当該不正行為の内容その他の必要な事項を公表するものとする。

第31条 学長は、不正行為がなかったものと認定した場合は、原則として、申立てに係る公表は行わない。ただし、認定前に当該申立ての内容が学内（予備調査委員会及び調査委員会の委員を除く。）若しくは学外に漏えいした場合又は論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、不正行為がなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。

（不正行為等に対する措置）

第32条 学長は、不正行為があったものと認定した場合で、処分又は研究環境の改善を行うことが必要であると認めたときは、必要な措置を講じるものとする。

（雑 則）

第33条 この規程に定めるもののほか、不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成19年10月26日から施行する。